

ウェブ会議による閲覧を希望する旨の申出書（動産・債権用）

申 出 年 月 日	
申 請 人 の 表 示	住所 氏名又は商号・名称 会社法人等番号 — —
閲 覧 者 の 表 示 ☐ 申請人 ☐ 代理人 ☐ 代表者 （いずれか1つにチェック）	住所 氏名 連絡先電話番号 連絡用メールアドレス （注１）
閲 覧 者 の 補 助 者 の 表 示	☐ 機器の操作の補助のため、以下の者の同席を希望します。 住所 氏名
閲 覧 申 請 す る 対 象 の 登 記 番 号	登記番号 第 — 号
ウェブ会議による 閲覧を希望する旨	私は、登記申請書等の閲覧について、ウェブ会議による閲覧を希望します。
ウェブ会議による 閲覧を希望する日時	第１希望 第２希望 第３希望 （注２）
以下の事項を確認の上、□にチェックを入れてください。（注３） ☐ ウェブ会議による閲覧に当たって、本人確認を行うことについて了承します。 ☐ 裏面の同意事項について全て同意の上、申出を行うことを了承します。	
東京法務局 動産・債権登録課宛て	

（注１）法務局から、ウェブ会議による閲覧のための日程調整の連絡を行いますので、連絡可能な連絡先電話番号及び連絡用メールアドレスを必ず記載してください。

日程調整の後、法務局から、記載いただいた連絡用メールアドレスに宛てウェブ会議参加用の会議情報を送信します。

（注２）法務局における予約状況等によっては、記載いただいた希望日時での実施が困難な場合がありますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

（注３）了承をいただけない場合は、ウェブ会議による閲覧は認められませんので、あらかじめ御承知おきいただきますようお願いいたします。

同意事項

ウェブ会議による閲覧を希望する場合は、以下の事項に同意いただきます。

同意いただけない場合は、ウェブ会議による閲覧は認められませんので、ご了承ください。

- 1 ウェブ会議による閲覧は、閲覧申出書に記載された閲覧者及びその補助者のみに認められており、それ以外の第三者は認められないこと。
- 2 ウェブ会議の録画等（注）を希望する場合は、登記所職員の許可を得る必要があること。また、録画等が認められる範囲は、登記簿の附属書類等に限られること。
（注）ウェブ会議の状況を録画又は撮影するなど、ウェブ会議の映像をデータとして保存することをいいます。
- 3 登記所職員の指示に従わずに許可された範囲外の録画をしていたり、第三者が閲覧していたりすることが確認された場合は、その時点で閲覧を中止すること。
- 4 登記所職員から、録画等の停止及び録画した映像の削除や第三者の退席を求められたにもかかわらず、これに応じない場合は、ウェブ会議による閲覧を終了するとともに、申請に係る手数料を還付しないこと。
- 5 ウェブ会議の閲覧中に、ウェブ会議機器の故障や通信障害等により、登記簿の附属書類等の記載が読み取れないといった状況が発生した場合に、その復旧に時間を要するためウェブ会議による閲覧を継続することが困難となったときは、閲覧を中止すること。また、この場合には、改めてウェブ会議による閲覧を実施する日程等を調整すること。
- 6 ウェブ会議による閲覧の終了後は、同一の登記簿の附属書類等であっても、改めて閲覧の申請がなければ、ウェブ会議による閲覧は認められないこと。
- 7 ウェブ会議による閲覧中、登記所職員は、登記簿の附属書類等に記載された内容の確認や審査に関する見解についてはお答えできないこと。